

教 育 委 員 会 会 議 録

令和6年4月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分
				定 例 会
開会場所	与謝野町役場 加悦庁舎3階 委員会室		担当書記	中 上 伸 午
会議日程	自 令和6年4月25日（月） 1日間 至 令和6年4月25日（月）			
出席者数	委員 4名 出席			
出席委員	教育長 長島 雅彦 委員 植田 智子		委員 樋口 潔 委員 佐々木 和代	
欠席委員	委員 酒井 英隆			
説明者	教育次長兼学校教育課長 中上 伸午 社会教育課長 小谷 貴儀 総括指導主事 高岡 弘安			
署名委員	委員 樋口 潔		委員 植田 智子	
その他	【傍聴者】 なし			

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて ・ 議案第 2 号 与謝野町社会教育委員の委嘱について ・ 議案第 3 号 与謝野町公民館運営審議会委員の委嘱について ・ 議案第 4 号 与謝野町立図書館協議会委員の委嘱について ・ 議案第 5 号 与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について ・ 議案第 6 号 与謝野町青少年育成会規則を廃止する規則について ・ 議案第 7 号 専決処分の承認を求めることについて 	承認可決 承認可決 承認可決 承認可決 承認可決 承認可決 承認可決

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	・ なし
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告第 1 号 令和 6 年度社会教育の重点について ・ 報告第 2 号 与謝野町放課後児童健全育成事業運営要綱の制定について ・ 報告第 3 号 与謝野町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱の一部改正について ・ 報告第 4 号 与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存活用団体活動補助金交付要綱の一部改正について ・ 報告第 5 号 与謝野町文化・スポーツ活動激励金交付要綱の制定について ・ 報告第 6 号 与謝野町スポーツ推進委員会会議運営要綱の制定について

その他	<ul style="list-style-type: none">・給食センター改築工事に係る令和6年度当初予算と債務負担行為について（修正動議）・令和6年度事務分掌について・令和6年度行事日程等について・今後の予定について
-----	--

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和6年4月25日 午前9時30分から午前11時30分まで
- 2 場 所 加悦保健センター（元気館）2階 農事相談室
- 3 議事の概要

[長島教育長]

それでは定刻になりましたので、令和6年度第1回与謝野町教育委員会会議を開催したいと思います。本日、会議の傍聴はありませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」についてでございますが、樋口委員と植田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（両委員とも了承）

[長島教育長]

承認をいただきましたので、よろしくお願いたします。

次に、日程第2、「確認事項」といたしまして、会議録の確認をお願いいたします。

はじめに、2月26日に開催いたしました令和5年度第11回教育委員会会議の会議録につきまして、前回の委員会においてご指摘いただいた箇所について修正をさせていただいております。修正の通りご確認いただいたということでよろしいでしょうか。

（委員了承）

それでは、本会議終了後に署名をお願いいたします。続きまして、3月11日に開催いたしました令和5年度第12回教育委員会会議の会議録につきましては、修正等はありませんでしょうか。

（委員了承）

それでは、ご確認いただけたということで本会議終了後に署名をお願いいたします。

[長島教育長]

続きまして、3月18日に開催いたしました令和5年度第13回教育委員会会議の会議録につきましては、修正等はありませんでしょうか。

[樋口委員]

文言の削除と一部訂正をお願いしましたが、内容が大きく変わるものではありません。

よろしく申し上げます。

[長島教育長]

ご指摘の箇所を修正し、次回の教育委員会会議で承認・署名いただくことといたします。

[長島教育長]

次に、私の方から教育長職務代理者の指名について、委員の皆様方をお願いしたいと思います。与謝野町教育委員会教育長職務代理者に関する規則というものがあまして、第2条で教育長は教育委員会の会議において、委員の中から職務代理者を指名するものと規則の方に規定をされています。

委員の皆様の中から樋口委員を職務代理者に指名をさせていただきたいと思いますが、樋口委員、そして、委員の皆様方よろしいでしょうか。

(各委員了承)

樋口委員に大変恐縮ですが、職務代理者として指名をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

[長島教育長]

それでは、日程第3、「教育長の報告」に入らせていただきます。

まず「はじめに」ですが、本町の教育委員会を長きにわたり委員の重責を務めていただきました岡田三栄子委員が3月末をもってご退任となり、新たに植田智子委員をお迎えし、新たな体制での令和6年度の始まりとなっております。

また、先ほど、事務局の人事異動に係わる挨拶がありましたが、両課の課員が大きな異動となりました。年度の当初は皆様にご迷惑をおかけすることがあるかと思いますが、何卒、よろしく願いいたします。

さて、本年度は、まさにポストコロナ、アフターコロナとしての真新しい新年度のスタートでございます。学校教育、社会教育ともに行事や取組そして考え方についてもコロナ前に戻るのではなく、年度の最初より新たな考え方のもとで行事ごとや取組を考えていくという、コロナ後を進んでいくことが肝要であると考えています。

ちなみに私も会議のたびに皆さんにお示ししてきた感染症の状況・定点把握の数値についても、今日の会議からお話しするのを止めたところでございます。

そして、いつもお話しする二十四節気では、4月19日が穀物を潤す春雨が降るという「穀雨」、そして5月5日は早くも夏の気配が感じられるという「立夏」でございます。今年はや暖冬とは言え3月に寒の戻りが長く続いたために、桜の開花が遅れ、この加悦庁舎付近にあるソメイヨシノは3月30日に咲き始めました。去年は3月22日に咲き始め、小学校の入学式が限界でございましたが、今年はや有難いことに、天気は別としてすべての校園で桜の下での入園・入学式を迎えることができました。そして先週には早くも夏日になる日もあり季節の進む早さを改めて感じるところでございます。

「はじめに」の最後になりますが、この4月という年度初めの月は、新年度が始まった

という高揚する気分とは別に、改めて命の尊さ、命の重みや安心安全の大切さを考えさせる月であると思っています。

今年は新年早々の能登半島地震、4月3日の台湾での地震そして17日の愛媛・高知が震度6弱となった地震と大きな地震が続いていますが、8年前の4月14日と16日は熊本で震度7の大地震が続けて起きた日でした。そして2年前の4月23日は北海道の知床で痛ましい海難事故が起きた日でしたし、この23日は12年前に亀岡市で登校中の児童や付き添いの保護者が無免許・居眠り運転の犠牲となった事故が起きた日でもありました。また、25日の本日は19年前にJR福知山線脱線事故で100名を超える犠牲者を出した大事故が起きた日でした。季節と同様に時の経過の早さも改めて感じるところでございます。

続いて園・学校の様子、先ず入園・入学式ですが、こども園の入園式が4日の木曜日、小学校の入学式が9日の火曜日の午前そして中学校が同日の午後でありました。令和6年度の新入生は小学校が136名（昨年度149名でマイナス13名）、中学校が168名（昨年度180名でマイナス12名）でありました。この3月に小学校を卒業した児童が147名、中学校が191名ですから、これらの数字は少子化傾向の流れを表していると思います。

記憶をたどりますと、ちなみに2年前の今頃はコロナ禍第6波の最終局面の時期で、かえでこども園は入園式を延期され、また、新型コロナウイルス感染症の影響で残念ながら入学式に出席できなかった児童生徒があり、事前に欠席が確認できていた児童生徒には、式の模様をオンラインで配信するといった工夫までしていただいていた。昨年は感染状況が落ち着いた中での式でしたが、まだ感染法上の取扱いも2類の時期でマスク着用についての議論がありました。そして今年は5年振りに当たり前の形での入園・入学式を迎えることができました。

いずれにいたしましても、新たに入園・入学しました子どもたちが、元気に安心安全な生活を送れることを切に願っております。お忙しい中を来賓としてご出席いただきました委員の皆さんから、お気づきになられたことやご感想を後ほどいただければと思います。

そして入園・入学式から現在に至るまで幸いにして感染症の影響もない中、各園、各校では子どもたちの元気な声が響き渡っています。今週末には加悦谷祭、5月1日には岩滝祭、そして3日・4日には三河内祭が執り行われます。コロナ禍の3年を経て地区による違いはありますが、昨年以上に祭の復活が進んでいくようです。子どもたちが地域の伝統文化に触れる機会、地域の人々とのつながりを深める機会が確かなものになることを願っています。

また、これからの大きな行事ですが、レジュメにあるとおりです。5月11日の土曜日には第73回となる阿蘇海一周マラソン大会が開催されます。3中学校の健闘を期待したいと思います。5月18日・25日の土曜日には各小学校の運動会が予定されています。さらには、5月20日の月曜日から加悦中学校が、5月26日の日曜日から江陽中学校と橋立中学校が、それぞれ2泊3日で修学旅行に出発いたします。行先はいずれも東京方面となっております。無事にこれらの諸行事が行われ、意義あるものとなることを願っております。

次に10日に開催されました校園長会議では、本町・組合の教育大綱及び学校教育の重点を踏まえて、校園長会のレジュメにあるとおり、教育実践において大切にして欲しいことを申したところであります。

最後その他ですが、5月22日の水曜日には丹後地方教育委員会連合会定期総会が京丹後市で、また5月29日の水曜日には京都府市町村教育委員会連合会定期総会が京都府総合教育センターで開催されます。委員の皆様には誠に忙しい中、ご無理を申しますが、何卒よろしく願いいたします。

それでは本日も次第にありますように、多くの審議・報告事項がありますが、この後、よろしく願いいたします。入学式でお感じになられたことがありましたら委員の皆様からお願いできればと思います。

[樋口委員]

私は山田小学校の入学式の方に参加させていただきましたが、先ほど教育長がおっしゃられたように、在校生全員が温かく迎えることができ、そして、地域の方々が見守っていただける状況が本当に戻ってきたということです。子どもたちも山田小学校の新1年生はおとなしく、きちんと座っていられたので、今年の1年生は良いですねと校長先生と話していました。1日も早く学校に慣れて楽しんでいただけたら良いかなと思いながら、入学式に臨ませていただきました。

[佐々木委員]

加悦中学校の方へ行かせていただきました。今年から制服が新しくなって、何か雰囲気が違うなと思いながらも、皆さん良い表情をされていました。加悦中学校は欠席者がゼロで、1年生皆が入学式に出席できたことが良かったと思い、拝見させていただきました。

[植田委員]

私は岩滝小学校の方に行かせていただきました。在校生の児童が全学年ではありませんでしたので、もうそろそろ全学年入っても大丈夫ではないかと思いながら見ていました。

入学式の次第を拝見しましたが、新入生の児童の名前を書いていなかったことが印象にありまして、これは書かなくなったのではないかと思いました。私が保護者の立場でしたら記念に後で見返すことができますので、これもコロナの関係なのかと思いながら、少しだけ残念でした。あとは、とてもみんな頑張られていて良い式典でした。

[長島教育長]

高岡総括いつ頃から、名簿を出されなくなったのでしょうか。

[高岡総括指導主事]

個人情報というところで名前を出さなくなったのが何時だったか。

[佐々木委員]

丁度その話が中学校の卒業式で出ていましたが、加悦中学校は名簿を出されていました。校長先生も個人情報の関係で、もう名簿は出さない様にするという話をおっしゃられていました。去年は、次第に名前はあったと思います。

[高岡総括指導主事]

多くの学校が名簿を出さなくなってきています。何年から出さないでくださいという様

な指示をこちらから出した訳ではなくて、それぞれの学校の事情というところもあり、学校の校長判断ということはありません。

[長島教育長]

高校では10年ぐらい前から出さなくなっています。高校はクラス分けがあり、一覧が掲示されますので、クラス分けの名簿が多いです。その写真を撮られる方はおられても、配らなかつたです。

私の方は石川小学校と江陽中学校に行かせていただきまして、石川小学校の入学した児童の返事の印象が非常に良かったです。

校長先生の式辞で、「皆さん頑張りましょうね」と言ったら、「はい」という1年生らしい返事を大きな声でしていました。私も来賓で来させていただきまして、町長部局の方で2番目に挨拶をさせていただきましたが、「はい」と返事を一生懸命答えてくれまして、すごく印象が良かったです。

江陽中学校は佐々木委員も言われた様に制服が変わったことが何とも言えなく、在校生との違いもあって新鮮な感じを受けました。

委員の皆様方には大変お忙しい時にありがとうございました。

[長島教育長]

次に、日程第4、「審議事項」に入らせていただきます。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」、を議題とします。

[長島教育長]

提案理由等について 小谷社会教育課長が説明いたします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(各委員からの質問無し)

[長島教育長]

それでは、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」、提案の通り承認される方は挙手をお願いします。

[長島教育長]

挙手全員でございます。よって議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」は、提案の通り承認されました。

[長島教育長]

次に、議案第2号「与謝野町社会教育委員の委嘱について」、を議題とします。

[長島教育長]

提案理由等について 小谷社会教育課長が説明いたします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(各委員からの質問無し)

[長島教育長]

それでは、議案第2号「与謝野町社会教育委員の委嘱について」、提案の通り承認される方は挙手をお願いします。

[長島教育長]

挙手全員でございます。よって議案第2号「与謝野町社会教育委員の委嘱について」は、提案の通り承認されました。

[長島教育長]

次に、議案第3号「与謝野町公民館運営審議会委員の委嘱について」、を議題とします。

[長島教育長]

提案理由等について 小谷社会教育課長が説明いたします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[樋口委員]

2段目の青少年育成会は、会長さんが務められるという認識でよろしいですか。といいますのは、青少年育成会会長の任期がどうかということで、例えば、1年任期で、他の各協会の会議から出ている中で、会長がされるということであれば、1年任期であれば、途中で各審議会の委員も変更になり得ることがあると思いますので、その辺を少し確認させていただきたいと思います。

[小谷社会教育課長]

青少年育成会の大松さんは会長では無くて、会長は町長であり副会長になります。任期ですが、ご指摘の通り、任期中に交代される可能性がありますので、その場合はまた改めてこの場で議案として出させていただきます。

[樋口委員]

了解しました。

[長島教育長]

それは、校園長会も同様ということになります。

[長島教育長]

それでは、議案第3号「与謝野町公民館運営審議会委員の委嘱について」、提案の通り承認される方は挙手をお願いします。

[長島教育長]

挙手全員でございます。よって議案第3号「与謝野町公民館運営審議会委員の委嘱について」は、提案の通り承認されました。

[長島教育長]

次に、議案第4号「与謝野町立図書館協議会委員の委嘱について」、を議題とします。

[長島教育長]

提案理由等について 小谷社会教育課長が説明いたします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(各委員からの質問無し)

[長島教育長]

それでは、議案第4号「与謝野町立図書館協議会委員の委嘱について」、提案の通り承認される方は挙手をお願いします。

[長島教育長]

挙手全員でございます。よって議案第4号「与謝野町立図書館協議会委員の委嘱について」は、提案の通り承認されました。

[長島教育長]

次に、議案第5号「与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について」、を議題とします。

[長島教育長]

提案理由等について 小谷社会教育課長が説明いたします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(各委員からの質問無し)

[長島教育長]

それでは、議案第5号「与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について」、提案の通り承認される方は挙手をお願いします。

[長島教育長]

挙手全員でございます。よって議案第5号「与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について」は、提案の通り承認されました。

[長島教育長]

次に、議案第6号「与謝野町青少年育成会規則を廃止する規則について」、を議題とします。

[長島教育長]

提案理由等について 小谷社会教育課長が説明いたします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[樋口委員]

今まで町の方からいろんな形で関わりがあったと思います。職員の方のお手伝いをしていただいたりなど、補助を育成会の方に出されているということもありました。

今回、規則の変更にあたって考えを説明していただきましたが、規則の変更により町の関わり方に変化があるのかということが少し気になりました。

[小谷社会教育課長]

規則を廃止することによって、教育委員会や職員の関わり方に変更が生じるとは考えていません。先ほどご紹介いただいた様に、教育委員会から補助を出している立場なので、補助を出す立場の人が規則を定めていること自体がおかしかったということですので、そこはご理解いただけるのかと思います。

補助を出すことについても同じ様に継続をさせていただきます。

[樋口委員]

ある程度自主的なところに委ねなければならないところがあると思います。

よく活動されているということで、資料や報告の中で頑張ろうという意識が芽生えてくると良いのかと思います。

根本をきちんと理解していただいて、基本的に愛護会も地区によっては単年度で役員が変わられると、一体ここで何を変えていくのかというのも、なかなか他の役として、例えばPTAの会長さんが、愛護会の会長になるところもあるかと伺いますと、基本的なところでお仕事、生活、それにPTA会長の仕事にプラス青少年育成会、そこへ改革となるとパワーがかなりいるところだと思いますので、難しいところではありますが理解した上で、より良き形に進んで行ける様に、話を進めていただけたらありがたいと思います。

補足ですが、過去には上山田区は愛護会という形で活動をしていたのですが、旧3町が合併した際に、いつまでも旧野田川地域に育成会と愛護会が両方あるのはおかしいという話になりまして、育成会という名前に統一させていただいたという経緯があります。ですから変更は決して不可能では無いと思いますので、その辺も込みでお話を進めていただける段階なのかと思います。

[小谷社会教育課長]

青少年育成会の方に、そのようなご意見がありましたとお伝えさせていただきたいと思います。

[佐々木委員]

私も何故、育成会の総会に出る度に愛護会や育成会という言い方をされているのかと思ってしまして、この機会に統一されても良い気はします。

[長島教育長]

併せて小谷社会教育課長の方から伝えていただくようお願いします。

[長島教育長]

それでは、議案第6号「与謝野町青少年育成会規則を廃止する規則について」、提案の通り承認される方は挙手をお願いします。

[長島教育長]

挙手全員でございます。よって議案第6号「与謝野町青少年育成会規則を廃止する規則について」は、提案の通り承認されました。

[長島教育長]

次に、議案第7号「専決処分の承認を求めることについて」、を議題とします。

[長島教育長]

提案理由等について 中上教育次長および小谷社会教育課長が説明いたします。

(中上教育次長及び社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[植田委員]

クアハウスの利用は、ずっと利用するというのではなく、ある一定期間ということですか。

[中上教育次長]

今年度6年度につきましては、クアハウスを利用してプールを実施していくということになります。

その後は、1,000万円を超えるような工事につきましては、まず設計をしてから工事に入ることになりますので、少なくとも2、3年は掛かると考えております。加悦小学校のプールがしっかりと直った段階で自校プールに切り替えて、プールの授業を進めていきたいと思っています。令和6年度から令和8年度くらいまで掛かるかも分かりませんが、その様な方向で進めていきたいと思っています。

[佐々木委員]

クアハウスが休館日の時にプールの授業をされるということなのですが、クアハウスの職員さんは入られずに、学校の先生が主に利用される様な場所貸しみたいな感じと捉えて良いのでしょうか。

[中上教育次長]

今おっしゃられた通り休館日になりますので、開けてはいただくのですがプールの授業については、先生方と会計年度任用職員で行う方向で考えています。先生は二つの学年になりますので2人はおられます。それに会計年度任用職員が一緒におられて、授業を行うという形になります。

[佐々木委員]

架台が設置されているのは1レーンということで、少し危険があるかも知れないと思いますので、その辺りは先生方も入水するつもりで、授業をしていただけたらありがたいと思います。

[中上教育次長]

第1レーンには架台が設置され浅くなっています。第2レーンから以降のレーンについては40cm深くなっています。当然そこは先生方がプールの中に入るなどして、他のレーンに行かない様な形は取っていただけたらと思います。

[長島教育長]

それでは、議案第7号「専決処分の承認を求めることについて」、提案の通り承認される方は挙手をお願いします。

[長島教育長]

挙手全員でございます。よって議案第7号「専決処分の承認を求めることについて」は、提案の通り承認されました。

1時間経過しましたので、ここで10分程度休憩とします。

(暫時休憩)

[長島教育長]

休憩を閉じ再開します。

[長島教育長]

次に、日程第5、「報告事項」に入らせていただきます。報告第1号「令和6年度社会教育の重点について」について、小谷社会教育課長が報告いたします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(各委員からの質問無し)

[長島教育長]

続きまして、報告第2号「与謝野町放課後児童健全育成事業運営要綱の制定について」、小谷社会教育課長が報告いたします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(各委員からの質問無し)

[長島教育長]

続きまして、報告第3号「与謝野町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱の一部改正について」、小谷社会教育課長が報告いたします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[樋口委員]

ご説明がありました様に維持するのは、結構大変であると地域の方からも伺っています。できるだけ補助金が出せる部分は出していただく、変更というのは理解をするところですが、金額的にはご負担をいただかないと難しいところがあると思うのです。残さなくてはならないのですが、自己資金が無い場合にどうなるかの心配があります。

過去には所有者が亡くなられたこともあり、こちらの方から強制的なことはもちろんできないので、臨時的に何かしらの手当を考えなければならないのか、町が全て負担することも有り得てしまうため、その塩梅が非常に難しいのかと思うのですが、その辺のご苦労がもしありましたら、お話を聞かせていただければと思います。

[小谷社会教育課長]

本当に悩ましいところでして、そこに住んでいらっしゃる方、住んでいなくても所有者の方がいかにここが貴重なものなのかをご理解いただいて残されるなど、ご自身の息子さんやお孫さんに継承していこうという気持ちを持っていただかない限りは、おっしゃっていただいた様な解体の危惧がありまして、実際に解体されてしまった案件もあります。私達としては、そこを一生懸命言っていくしか無い様な状況にあります。

もう1つは伊根町さんの伊根浦も伝建地区ですが、そこはお客さんが結構来られていまして、上手な活用事例がいくつか出てきています。その様な活用による成功事例が出ていけば、ちりめん街道もそうした方向に持っていけるのではないのかということで、今、産業観光課と企画財政課と社会教育課でプロジェクトチームを組んで、空き家活用の話を直接的に私達が行う訳では無いのですが、促進できる様な取り組みを行うということで、去年から動きを進めているところです。

旧尾藤家は町の所有物ですので、先日させていただいたイベントの様に、こういう使い方もできる事例を見ていただいたということは、すごく良いきっかけだったと思いますので、この後、第2弾・第3弾の様な使い方や事例を見ていただくのも良いのかと思います。

[長島教育長]

補助金の交付申請は、ここ数年の件数から大体どれぐらいでしたか。

[小谷社会教育課長]

件数が少なくなっていて、令和5年度は2件だけでした。一番多い年で平成24年に11件の修理がありました。意欲のある方は修繕されるのですが、母屋を直したいものの、この金額では出来ないということで、今回こういう補助の充実をさせていただいたので、母屋や他の工作物の修理はさらに進むと思います。ただ悩ましいのが、手を付けられない方もおられますので、そこが今の課題です。

[長島教育長]

伝建地区の全体の戸数、建物の数はどれ位でしたでしょうか。

[小谷社会教育課長]

伝建は138棟で、所有者は52名おられます。

[長島教育長]

今までの中で、結構進んできているという理解はできる訳ですね。

[小谷社会教育課長]

はい、進んできています。

[長島教育長]

続きまして、報告第4号「与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存活用団体活動補助金交付要綱の一部改正について」、小谷社会教育課長が報告いたします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(各委員からの質問無し)

[長島教育長]

続きまして、報告第5号「与謝野町文化・スポーツ活動激励金交付要綱の制定について」、小谷社会教育課長が報告いたします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[樋口委員]

例えば、スポーツ等で全国大会となりますと高校はある程度クラブの後援会があります。分かりやすい例として甲子園みたいな大会でしたら、すごいお金が地方の学校ですと掛かります。それに対する後援会ができているということは伺うのですが、大きな注目を集めるものではないにしても、全国大会になりますと親御さんのご負担が伺えます。

全国大会に出場した時に中学校の方で、移動に対する補助があるものなのか、それで不足した部分が町でフォローできる部分もあるのかどうかということを、私は理解しておりません。あくまで親御さんの負担が主であるものなのかということが少し気になりましたので、ご存知でしたら教えていただければありがたいと思います。

[中上教育次長]

全国大会に行かれたということで補助は無いのかと思います。

[長島教育長]

例えば、京都府大会で京都市内に行くことについては、交通費というものは出ていますよね。

[高岡総括指導主事]

中体連の府下大会や全国大会という部分については、学校予算であったり、あるいはその学校の後援会費という様な形で出ると思います。いわゆる学校外のチーム、MYTですかね。そういった部分については与謝野町の人も入っていますが、外部団体ですから今のところはそんな補助は無いと思います。

今後難しくなりますのは、部活が1つの学校でチームが作れません。橋立中学校と宮津中学校と栗田中学校で全国大会へ行きました、それをどうするか。与謝野町教育委員会が外部委託でサッカーを外部に委託したとすれば、そこが全国へ行った時にこれに当たるのか、これは教育長の最終判断になるのかも知れませんが、要項を読むとするなら、その様な話は出てくるのかと思われまます。

[長島教育長]

高校ですとウエイトリフティングで全国や世界に行ってますが、基本、旅費と宿泊にかかる部分は学校から出ていると思います。本人が負担をしなければならないということは、最小限のはずだと思えます。

[佐々木委員]

その時の私の経験ですけど、高校時代に大阪から全国大会に出た時には、食事だけ自分で支払って、旅費・宿泊費は負担した記憶はありません。どこから出たのかは分からないのですが、負担はしていませんでした。

[長島教育長]

個人が負担する、保護者が負担するのは負担し切れない金額ですよ、実際がどうかというのをもう少し確認したいと思えますし、総括がご指摘されたように今後、部活動の地域移行が進んでいきますと、本当にその辺りの難しさが出てくることは、実感としてはその通りだと思いますので、こちらの方もしていきたいと思えます。

[長島教育長]

続きまして、報告第6号「与謝野町スポーツ推進委員会会議運営要綱の制定について」、小谷社会教育課長が報告いたします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(各委員からの質問無し)

[長島教育長]

続きまして、日程第6「その他」に入らせていただきます。

始めに、「給食センター改築工事に係る令和6年度当初予算と債務負担行為について」、中上教育次長が説明いたします。

(中上教育次長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

中上教育次長から学校給食センター改築事業の今後の進め方について報告がありました。4月22日の臨時議会の開会前に同じ内容を議員の皆様方に説明をさせていただいたところであります。3月は本当に厳しい議会です。説明の中にもありました様に、食育に関わる児童生徒が見学できる一般の見学スペースを基本的に設けることができないという形の案に修正を今、行っています。

この部分についても3月議会の中で色々なやり取りがありまして、最終的に修正の方が通りましたため、そこに沿う形で私達も検討せざるを得ない部分というのがありますので、次長が説明をした通りの方向性になっているところでもあります。

もちろん3月議会の中では教育委員会の中で、用意している内容を示させていただきましたが、その上での最終的な議会の判断でありました。

思うところはありますが、現在、その方向で進めているところです。順調にスケジュール通り進んで令和8年6月に竣工、夏休みに切り替え、配食開始は9月からということ、状況によって遅れてしまいますと、非常にその後の影響が出ますので、何とかこのスケジュールで進めたいという風に考えているところでもあります。この報告に関しまして、ご質問や感じられたところがありましたらお願いいたします。

[樋口委員]

ご提案をご理解いただけなかった点があったことは少し残念な部分もありますが、何分予算という一番根本になるところのことをお考えいただいた上でのご提案ということももちろんありますので、その辺は私共も考えなければならないところもあります。

そうした方向で進むのであれば、どういった形でスムーズに進むことを第一に考えて進めていかなければならないと思います。今、教育長がおっしゃった様に給食開始日、これは守りつていきたいところでもありますので、良い様に進めていただきたいと思います。

[長島教育長]

続きまして、「令和6年度事務分掌について」、中上教育次長が説明いたします。

[中上教育次長]

令和6年度の事務分掌表ができております。学校教育課と社会教育課の部分がこちらに掲載されておりますので、またご覧いただければと思います。特に説明の方は申し上げますので、よろしく申し上げます。

[長島教育長]

続きまして、「令和6年度行事日程等について」、中上教育次長が説明いたします。

(中上教育次長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

他に事務局からありましたら、お願いします。

[中上教育次長]

今後の予定についての調整をさせていただきたいです。

(次回、教育委員会及び、教育委員会連合会の日程調整)

[中上教育次長]

次回の教育委員会会議については、確認が取れ次第日程の連絡をさせていただきたいと思えます。

[長島教育長]

以上で本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

午前11時30分 終了

教育長

委員

委員

書記

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 18 年与謝野町教育委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により教育委員会の権限に属する事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 4 月 25 日提出

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

提案理由

与謝野町立体育施設条例の一部を改正する条例が令和 6 年 3 月 13 日に交付されたことに伴い、与謝野町立体育施設条例施行規則について改正する必要があるところ、同規則の一部改正について与謝野町教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定により専決処分したので、これを与謝野町教育委員会に報告し、承認を求めるものである。

専決第 1 号

専決処分書

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 1 8 年与謝野町教育委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により、与謝野町立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 1 4 日

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

与謝野町教育委員会規則第1号

与謝野町立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

与謝野町立体育施設条例施行規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「（与謝野町立大江山運動公園施設及び与謝野町立算所地区社会体育グラウンドにおいては午前8時30分から午後9時まで）」を「まで」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項第1号アの規定にかかわらず、屋外体育施設の利用時間を午後9時30分までとする規定の適用については、与謝野町立大江山運動公園グラウンド又は与謝野町立算所地区社会体育グラウンドを利用する場合にあっては午後9時までとし、与謝野町立大江山運動公園テニスコート又は与謝野町立野田川テニスコートを利用する場合にあっては午後5時30分までとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○与謝野町立体育施設条例施行規則

平成18年3月1日

教育委員会規則第42号

改正 令和2年6月1日教委規則第6号

令和2年10月2日教委規則第7号

令和3年4月26日教委規則第5号

令和6年3月14日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、与謝野町立体育施設条例（平成18年与謝野町条例第110号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間及び休業日)

第2条 与謝野町立体育施設（以下「体育施設」という。）の利用時間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、与謝野町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 利用時間

ア 屋外体育施設 午前8時30分から午後9時30分まで

イ 屋内体育施設 午前8時30分から午後10時まで

(2) 休業日

ア 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

イ その他教育委員会が別に定める日

2 前項第1号アの規定にかかわらず、屋外体育施設の利用時間を午後9時30分までとする規定の適用については、与謝野町立大江山運動公園グラウンド又は与謝野町立算所地区社会体育グラウンドを利用する場合にあっては午後9時までとし、与謝野町立大江山運動公園テニスコート又は与謝野町立野田川テニスコートを利用する場合にあっては午後5時30分までとする。

(利用の申請等)

第3条 条例第4条の規定により利用の承認を受けようとする者は、利用予定日の3月前から7日前までの期間内に教育委員会が別に定める申請書を提出しなければならない。ただし、緊急を要するもので教育委員会が認めた場合は、この限りではない。

2 教育委員会は、前項の利用を承認したときは、許可書を交付するものとする。

3 前項に規定する承認で旧与謝野町立与謝小学校運動場、旧与謝野町立与謝小学校体育館、旧与謝野町立岩屋小学校運動場又は旧与謝野町立岩屋小学校体育館の利用に係るものは、与謝野町に在住し、又は在勤する者でおおむね10人以上の団体を構成し、かつ、当該団体に責任者としての成人が含まれる場合に限るものとする。

(使用料の減免)

第4条 条例第9条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 町が主催又は共催する行事に利用するとき。
- (2) 町又は区を単位とする公の団体が主催する行事に利用するとき。
- (3) 学校教育活動及び青少年の育成に関する行事に利用するとき。
- (4) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。

(使用料の還付)

第5条 条例第10条ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公用及び管理上の都合により利用の承認を取り消したとき。
- (2) 災害その他不可抗力の理由により利用できなくなったとき。
- (3) 利用者が6日前までに取り消し、又は変更を願い出たとき。

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用の承認を受けた体育施設の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反する行為をしないこと。
- (3) 宣伝及び物品の販売、募金その他これに類する行為（事前に教育委員会の承認を受けた場合を除く。）をしないこと。
- (4) その他教育委員会が体育施設の管理上必要と認めて禁止する行為をしないこと。

(特別の設備の制限)

第7条 利用者は、体育施設の利用に際し、その施設等を模様替し、又はこれらに設備等を付加しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第8条 利用者は、体育施設等の利用を終わったとき（利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止されたときを含む。）は、直ちにその施設等を原状に回復し、清掃を行い係員の確認を受けなければならない。

(損害賠償の義務)

第9条 体育施設を故意又は過失によりき損又は滅失したときは、何人の行為にかかわらず損害額を賠償しなければならない。

2 前項の賠償額は、教育委員会が別に定める。

(書類の様式)

第10条 申請書その他この規則に規定する書類は、教育委員会が別に定める様式による。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の加悦町算所地区社会体育グラウンド管理運営規則(昭和62年加悦町教育委員会規則第1号)、加悦町町民体育館使用規則(昭和61年加悦町教育委員会規則第1号)、岩滝町体育施設条例施行規則(昭和56年岩滝町規則第4号)又は野田川町立運動場等設置及び管理並びに使用料に関する条例施行規則(昭和57年野田川町規則第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和2年6月1日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年10月2日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年4月26日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月14日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

与謝野町社会教育委員の委嘱について

次の者を与謝野町社会教育委員に委嘱したいので、与謝野町社会教育委員に関する条例第 2 条により教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 4 月 2 5 日提出

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

氏 名	住 所 等	選出母体等	備 考
武田 民子	三河内	与謝野町婦人会	
大松 智史	岩滝	与謝野町青少年育成会	
糸井 英晃	弓木	与謝野町スポーツ協会	
細井 昭男	加悦奥	与謝野町文化協会	新規
西山 真司	加悦中学校長	与謝野町校園長会	
白数 孝道	市場小学校長	与謝野町校園長会	
丸山 さやか	算所	有識者（社会教育士）	新規
堀井 健司	加悦奥	有識者（加悦地域）	
大泉 珠希	岩滝	有識者（岩滝地域）	
安岡 孝子	幾地	有識者（野田川地域）	

委嘱期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日（2 年）

議案第 3 号

与謝野町公民館運営審議会委員の委嘱について

次の者を与謝野町公民館運営審議会委員に委嘱したいので、与謝野町立公民館条例第 5 条により教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 4 月 2 5 日提出

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

氏 名	住 所 等	選出母体等	備 考
武田 民子	三河内	与謝野町婦人会	
大松 智史	男山	与謝野町青少年育成会	
糸井 英晃	弓木	与謝野町スポーツ協会	
細井 昭男	加悦奥	与謝野町文化協会	新規
西山 真司	加悦中学校長	与謝野町校園長会	
白数 孝道	市場小学校長	与謝野町校園長会	
丸山 さやか	算所	有識者（社会教育士）	新規
堀井 健司	加悦奥	有識者（加悦地域）	
大泉 珠希	岩滝	有識者（岩滝地域）	
安岡 孝子	幾地	有識者（野田川地域）	

委嘱期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日（2 年）

議案第 4 号

与謝野町立図書館協議会委員の委嘱について

次の者を与謝野町立図書館協議会委員に委嘱したいので、与謝野町立図書館条例（平成18年与謝野町条例第103号）第5条により、教育委員会の承認を求める。

令和6年4月25日提出

与謝野町教育委員会

教育長 長 島 雅 彦

氏 名	住所等	選出母体・所属等	備考
前田 裕美	つばきこども園長	与謝野町校園長会	新規
松田 直美	三河内小学校校長	与謝野町校園長会	新規
西山 真司	加悦中学校校長	与謝野町校園長会	
水上 省悟	岩滝	地区公民館主事（弓木地区公民館）	
三田 あゆ美	男山	読書ボランティア（おはなし倶楽部よむよむ）	
安井 美栄子	明石	図書館利用者	新規
山口 薫	温江	図書館利用者	新規
千賀 ひとみ	三河内	図書館利用者	
小長谷 建	下山田	図書館利用者	

委嘱期間 令和4年4月1日～令和6年3月31日（2年）

議案第 5 号

与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について

与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例第 13 条第 3 項により、次の者を与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員に委嘱する。

令和 6 年 4 月 25 日提出

与謝野町教育委員会

教育長 長 島 雅 彦

氏 名		役職等	
学識経験者			
1	日 向 進	京都工芸繊維大学 名誉教授（日本建築史）	再任
2	宗 田 好 史	関西国際大学 教授（都市計画）	再任
関係地域を代表する者			
3	渋谷 和 雄	加悦区長	新規
4	出 口 晃	与謝野町字加悦 上之町	再任
5	足 立 征 男	与謝野町字加悦 花組	再任
6	井 上 尋 彰	与謝野町字加悦 中市	再任
7	三 田 智 子	与謝野町字加悦 下之町	新規
8	上 山 高 平	与謝野町字加悦 橋本町	再任
9	太 田 互	与謝野町文化財保護委員会会長	再任

委嘱期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日まで（2 年）

与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会 委員推薦者

(委員)

前任氏名	推薦者氏名	役職、説明
出口 晃	出口 晃	与謝野町字加悦 上之町
足立 征男	足立 征男	与謝野町字加悦 花組
井上 尋彰	井上 尋彰	与謝野町字加悦 中市
藤田 史郎	三田 智子	与謝野町字加悦 下之町
上山 高平	上山 高平	与謝野町字加悦 橋本町

ちりめん街道を守り育てる会
会長 池田 隆



議案第 6 号

与謝野町青少年育成会規則を廃止する規則について

与謝野町青少年育成会規則を廃止する規則を別紙のとおり定める。

令和 6 年 4 月 2 5 日提出

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

提案理由

与謝野町青少年育成会については、任意の団体であり教育委員会規則で設置する団体ではないことから廃止するもの。

与謝野町教育委員会規則第2号

与謝野町青少年育成会規則を廃止する規則

与謝野町青少年育成会規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第30号）
は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第7号

専決処分の承認を求めることについて

令和6年4月与謝野町議会臨時会の議決を経るべき議案に対する意見照会について

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により教育委員会の権限に属する事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年4月25日提出

与謝野町教育委員会

教育長 長 島 雅 彦

提案理由

令和6年4月与謝野町議会臨時会への提出議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく町長からの意見聴取について、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定により専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

専決第1号

専決処分書

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和6年4月15日

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

別紙

令和6年4月与謝野町議会臨時会の議決を経るべき議案に
対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和6年4月15日付6与総第64号で意見を求められました令和6年4月与謝野町議会臨時会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下記のとおりであります。

記

- 1 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度与謝野町一般会計補正予算（第10号））
- 2 令和6年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）

以上2件について、意義ありません。

令和5年度

一般会計補正予算（第10号）資料

（教育委員会 所管分）

令和5年度 一般会計補正予算(第10号): 学校教育課補正予算資料

■予算額推移表(歳入)

(単位:千円)

予算 書頁	款	項	目	節	細節	補正前額	補正後額	当初予算額	補正予算額			説明
									5号	8号	10号	
21	国庫支出金	国庫補助金	教育費国庫補助金	教育総務費補助金	学校保健特別対策事業費 補助金	751	541	0	751	0	△ 210	公立学校情報機器整備費補助金 補助率1/2、換気対策:3校分 実績に基づく減
25	町債	町債	教育債	小学校債	小学校設備整備事業債	30,000	29,900	30,000	0	0	△ 100	実績に基づく減
25				保健体育債	給食センター整備事業債	235,600	184,800	235,600	0	0	△ 50,800	実績に基づく減

令和5年度 一般会計補正予算(第10号): 学校教育課補正予算資料

■予算額推移表(歳出)

(単位:千円)

予算 書頁	款	項	目	事業	節	補正前額	補正後額	当初予算額	補正予算額				説明
									3号	5号	8号	10号	
45	教育費	教育総務費	教育振興費	奨学資金貸付事業	貸付金	1,692	1,272	3,792	0	△ 2,100	0	△ 420	実績に基づく減
45				学校教育振興事業	需用費・役務費・ 負補交	17,204	15,903	17,913	0	△ 835	126	△ 1,301	町教育研究会補助金の減による 演劇的手法による授業(実績4回/予算10 回)
47		小学校費	学校管理費	小学校管理運営事業	需用費・役務費・ 委託料	156,350	155,403	158,224	0	△ 544	△ 1,330	△ 947	実績に基づく減
47				小学校施設整備事業	工請	34,371	32,871	40,633	0	0	△ 6,262	△ 1,500	市場小学校給排水系統改修工事の減 理由:
47				自校給食管理運営事業	需用費	29,442	27,912	28,492	0	756	194	△ 1,530	賄材料費の減
47				新型コロナウイルス感染症対策事業	備品購入費	1,503	1,084	0	0	1,503	0	△ 419	空気清浄機9台他、予定どおり物品購入 請負残による減
47			教育振興費	小学校就学援助事業	扶助費	11,591	11,211	13,300	0	△ 659	△ 1,050	△ 380	実績に基づく減
47				小学校教育振興事業	需用費	22,372	22,050	13,913	0	9,496	△ 1,037	△ 322	実績に基づく減
47		中学校費	学校管理費	中学校管理費事業	需用費	53,130	51,920	56,843	△ 208	24	△ 3,529	△ 1,210	修繕料の減
47			教育振興費	中学校就学援助事業	扶助費	8,310	8,006	11,400	0	△ 790	△ 2,300	△ 304	実績に基づく減
47				中学校教育振興事業	需用費	9,058	8,906	10,623	0	△ 1,300	△ 265	△ 152	実績に基づく減
49		保健体育費	学校給食費	学校給食センター施設整備事 業	工請	241,956	197,556	244,000	0	0	△ 2,044	△ 44,400	旧岩屋小学校解体撤去工事の請負減
	合計					586,979	534,094	599,133	△ 208	5,551	△ 17,497	△ 52,885	

令和5年度 一般会計補正予算(第10号): 社会教育課補正予算資料

■予算額推移表(歳入)

(単位:千円)

予算 書頁	款	項	目	節	細節	補正前額	補正後額	当初予算額	補正予算額	説明
									10号	
18-19	使用料及び手数料	使用料	民生使用料	児童福祉使用料	学童保育使用料	7,050	8,150	7,050	1,100	実績に基づく増

令和5年度 一般会計補正予算(第10号): 社会教育課補正予算資料

■予算額推移表(歳出)

(単位:千円)

予算 書頁	款	項	目	事業	節	補正前額	補正後額	当初予算額	補正予算額			説明
									5号	8号	10号	
32-33	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	放課後児童健全育成事業	需用費	1,570	1,530	1,570	0	0	△ 40	修繕料実績に基づく減
32-33					委託料	48,000	47,300	51,000	0	△ 3,000	△ 700	事業委託料実績に基づく減
46-47	教育費	社会教育費	社会教育総務費	地域学校連携事業	報償費	3,101	2,801	3,101	0	0	△ 300	新型コロナウイルス感染症の影響による講座減(講師等謝礼)
48-49			社会教育施設管理費	公民館管理運営事業	需用費	5,839	5,689	5,839	0	0	△ 150	光熱水費実績に基づく減
48-49				地区公民館管理運営事業	需用費	6,002	5,752	7,302	0	△ 1,300	△ 250	光熱水費実績に基づく減
48-49				知遊館管理運営事業	需用費	9,865	9,465	9,720	145	0	△ 400	光熱水費実績に基づく減
48-49			文化財保護費	文化財保護事業	委託料	880	600	880	0	0	△ 200	その他委託料実績に基づく減 ※樹木管理、標柱・説明版設置
48-49					負補交	5,770	7,160	5,770	1,390	0	△ 333	伝統的建造物群保存地区の軽微な修理に対する補助金当初500千円
48-49			教育文化施設管理費	江山文庫管理運営事業	委託料	1,305	935	1,305	0	0	△ 370	害虫駆除業務委託料 数年間収蔵資料の館外搬出入がなかった為次期の定期実施とした
48-49		保健体育費	保健体育総務費	社会体育推進事業	負補交	6,295	5,843	6,295	0	0	△ 452	大江山登山マラソン実行委員会補助金実績に基づく減
48-49			社会体育施設管理費	屋外体育施設管理運営事業	需用費	5,570	5,370	5,770	0	△ 200	△ 200	光熱水費実績に基づく減
48-49					工事請負費	63,900	62,990	72,000	0	△ 8,100	△ 910	城山公園テニスコート改修工事費実績に基づく減
	合計					105,426	103,804	114,881	1,535	△ 9,600	△ 3,265	

令和6年度

一般会計補正予算（第1号）資料

（教育委員会 所管分）

令和6年度 一般会計補正予算(第1号): 学校教育課補正予算資料

■予算額推移表(歳出)

(単位:千円)

予算 書頁	款	項	目	事業	節	補正前額	補正後額	当初予算額	補正予算額	説明
									1号	
13	教育費	小学校費	教育振興費	小学校教育振興事業	備品購入費	16,029	17,778	16,029	1,749	クアハウス岩滝管理運営事業から予算組替
	合計					16,029	17,778	16,029	1,749	

令和6年度

社会教育の重点



与謝野町教育委員会

社会教育の重点 目次

重点1 生涯学習の振興

- 1 総合的な生涯学習の環境整備と充実 1
- 2 身近な学習の場の提供と地域づくりの拠点となる公民館活動の推進 1
- 3 生涯学習を促進する図書館活動の推進 2
- 4 高校魅力化についての取組 2
- 5 社会教育施設の活用 2

重点2 人権教育の推進

- 1 一人ひとりの尊厳を大切にす人権教育の推進 3

重点3 地域社会・家庭の教育力の向上

- 1 地域社会の教育力の向上 4
- 2 家庭の教育力の向上 4

重点4 文化芸術の振興

- 1 文化芸術活動の促進 5
- 2 文化芸術に親しむ機会等の充実 5

重点5 文化財の保存と活用

- 1 文化財の保存と活用 6
- 2 文化財関連施設の活用 6

重点6 生涯スポーツの振興

- 1 スポーツを親しむ機会の充実 7
- 2 スポーツの競技力向上 7
- 3 社会体育施設の活用 7

重点 1 生涯学習の振興

1. 総合的な生涯学習の環境整備と充実

- (1) 生涯学習を総合的かつ効果的に進めるため、社会教育と学校教育・家庭教育との連携を強化する。
- (2) 青少年や高齢者など生涯の各時期や、障害ある方など様々な方に対応する学習機会を提供する。
- (3) 国際理解、環境保全、障害者等に関する教育など町民の多様な学習ニーズに対応できる学習機会の提供や、郷土愛を育むふるさと学習「よさの学」、教養（リベラルアーツ）を身に付ける学習機会の充実に努める。
- (4) 社会環境や家庭環境、教育環境の変化に対応するため、必要な支援を実施する。
- (5) 自主的なサークル活動の育成や各種社会教育団体の活動支援を行い、社会教育活動の推進と身近な指導者・学習ボランティアの確保・育成を図る。
- (6) 学習の成果を生かす場や機会の充実に努める。

2. 身近な学習の場の提供と地域づくりの拠点となる公民館活動の推進

- (1) 中央(地域)公民館・生涯学習センターと地区公民館が相互の連携の強化に努め、互いの役割を明確にしつつ、生活基盤を支える地域の活性化をめざした活動の推進・充実に努める。
- (2) 地区公民館が町民の身近な学習の場及び地域活動の拠点となり、地域課題に即した学習機会の提供や気軽に参加し交流できる活動に対する支援を実施する。
- (3) 公民館活動を担う人材育成と資質向上のため、公民館関係者の研修と交流を促進する機会を提供する。

3. 生涯学習を促進する図書館活動の推進

- (1) 町民の「学び」を支援する拠点として図書館を運営し、図書、記録等の収集、整理及び保存し、町民のニーズにあった幅広い情報を提供する。
- (2) 府立図書館や京都府北部地域連携都市圏を中核とした他の市町村立図書館と連携し、利用可能な図書の充実を図る。
- (3) 学校との連携強化に努めるとともに読み聞かせボランティア等を育成し、子どもの読書活動を推進する。

4. 高校魅力化についての取組

- (1) 「与謝野町高校魅力化ビジョン」に基づき、町内唯一の高等学校である宮津天橋高等学校加悦谷学舎と協働し、郷土についての学びの機会を提供する等、郷土に誇りと愛着を持つ人材を育成する。

5. 社会教育施設の活用

- (1) 生涯学習センター知遊館や中央公民館・地域公民館、図書館及び分室等、社会教育関連施設の適切な維持管理を行う。
- (2) 町の将来人口等も踏まえた適切な社会教育施設の配置について検討を進める。

重点2 人権教育の推進

1. 一人ひとりの尊厳を大切にす人権教育の推進

- (1) 生命の尊さ、個性の尊重、他人との共生など人権尊重の理念や、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、患者、LGBTQ等に関するさまざまな人権問題についての正しい理解と認識を深めるため、公民館・学校や社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者などの、関係機関・団体等と連携した学習機会の充実を図る。
- (2) 様々な人々の人権意識の向上に努めるとともに、人権教育を担う人材を育成する。
- (3) 地域の実情を踏まえた学習教材の充実や学習内容、方法の工夫改善を図る。

重点3 地域社会・家庭の教育力の向上

1. 地域社会と連携した青少年教育の推進

- (1) 心身ともに健やかで、豊かな心を持った青少年を育成するため、地域社会全体で子どもを育てる環境づくりに対する支援の充実を図る。
- (2) 地域全体で未来を担う子ども達の学びや成長を支えるため、地域と学校とが連携・協働した活動を推進する。

2. 家庭教育の充実

- (1) 豊かな心をはぐくむ家庭の教育力を高めるため、家庭教育に関する学習機会の提供や支援を図る。
- (2) P T A活動などへの積極的な参加を促進する。

重点4 文化芸術の振興

1. 文化芸術活動の促進

- (1) 生活にうるおいと喜びをもたらす、豊かな人間性をはぐくむため、伝統文化の理解と継承、文化芸術の創作活動など地域における多様な文化活動を促進する。
- (2) 活動拠点や発表の場となる社会教育施設の活用を支援する。
- (3) 町内あるいは与謝野町に縁のある文化活動を行っている団体や個人との連携を図る。

2. 文化芸術に親しむ機会等の充実

- (1) 関係機関・団体との連携を強化し、文化芸術活動に関する情報や、優れた文化芸術に親しむ機会等を提供する。
- (2) 与謝野町にゆかりの与謝蕪村や与謝野鉄幹・晶子等を顕彰するとともに、江山文庫を中核とした俳句・短歌等を活かしまちづくりを推進する。

重点5 文化財の保存と活用

1. 文化財の保存と活用

- (1) 文化財の調査を行い、所有者の理解と協力を得てあらゆる分野の文化財の把握に努める。また把握した文化財の中からより文化財的な価値が高いものを抽出し、その価値を明らかにするための調査・研究に努める。
- (2) 文化財を保存し、次世代に継承するため、文化財の適切な保存・維持管理の体制・制度の整備を進めるとともに、高い文化財的価値を持つことが明らかになったものについては文化財の新規指定を進める。また重要文化財・旧尾藤家住宅をはじめとする加悦伝統的建造物群保存地区の建造物や町内各所に点在する美術工芸品を災害や盗難から防ぐための取り組みに努める。
- (3) 学校教育現場を通じて児童生徒に文化財の価値を伝えるとともに住民対象の文化財講座などを行い、文化財の情報発信と学ぶ場の提供を推進する。
- (4) 文化財を利用・見学しやすい環境を整備するとともに見学コース・ツアーの企画と提供に努める。整備された遺跡や重要伝統的建造物群保存地区のは民間組織による活用事業への支援を行い、地域の誇りと愛着を生む文化財を輝かせることに努める。
- (5) 文化財を支える人材・組織を育成するため、住民をはじめ有志が自発的に学び、情報共有できる場の整備に努める。文化財ガイド養成も含んだ文化財講座を行う。

2. 文化財関連施設の活用

- (1) 三河内郷土資料室・加悦椿文化資料館・古墳公園などの文化財関連施設の特色を活かした歴史文化の発信と理解を推進する。
- (2) 町の将来人口等も踏まえた適切な文化財関連施設の配置について検討を進める。

重点6 生涯スポーツの振興

1 スポーツを親しむ機会の充実

- (1) 町民一人ひとりが年齢や適性に応じたスポーツ活動に親しむため、各種スポーツ団体の活動を支援する。
- (2) スポーツ推進委員考案の「与謝野ひまわり体操」やニュースポーツの普及など、健康増進活動を推進するとともに、活動を担う人材を育成する。
- (3) スポーツを通じた健康増進や交流等が出来るようなスポーツイベントを実施・支援する。

2 スポーツの競技力向上

- (1) 子どもの体力・運動能力の向上を図るため、ジュニアスポーツ団体や学校、地域、関係団体等と連携・協力したスポーツ環境づくりを推進する。
- (2) 町民に夢と感動を与える競技スポーツを振興するため、競技団体を支援する。
- (3) 競技力の向上・競技人口の増加のため、優れた指導者を育成する。

3. 社会体育施設の活用

- (1) 屋外体育施設、屋内体育施設の適切な維持管理を行う。
- (2) 町の将来人口等も踏まえた適切な社会教育施設の配置について検討を進める。

与謝野町教育委員会告示第8号

与謝野町放課後児童健全育成事業運営要綱を次のように定める。

令和6年3月22日

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

与謝野町放課後児童健全育成事業運営要綱

(目的)

第1条 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）として与謝野町放課後児童健全育成事業所（以下「学童保育所」という。）を設け、学童保育所を利用する児童（以下「利用者」という。）の心身の健やかな育成を図ることを目的とする。

(名称等)

第2条 学童保育所の名称、開設場所、利用定員等は、別表第1のとおりとする。

(方針)

第3条 事業は、小学校に在学する児童であって、保護者が労働その他やむを得ない事情により昼間に家庭にいないものにつき、学校、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成の

支援を行うものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の人権に十分に配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行うものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業は、法、与謝野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年与謝野町条例第21号)その他関係法令等を遵守し実施するものとする。

(対象児童)

第4条 学童保育所の利用の対象となる児童は、原則、別表第1の学童保育所の区分に応じて定める対象児童であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 保護者が労働その他やむを得ない事情により昼間に家庭にいない児童
 - (2) 保護者が疾病又は看護のため、家庭での適切な保護が受けられない児童
 - (3) 保護者が妊娠中又は出産後間がないため、家庭での適切な保護が受けられない児童
- 2 前項の規定にかかわらず、土曜日その他小学校が長期に渡り休校となる期間については、別表第1に規定する学童保育所の区分に応じた対象児童が当該区分の小学校区に在住する児童である規定は、この限りでない。

(対象児童又は利用者の制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童は、事業の対象としない。

- (1) 心身が虚弱で保育に耐えられないと教育長が認める児童
 - (2) その他教育長が適切でないと認める児童
- 2 学童保育所を利用している児童であっても、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条の規定により出席を停止されている期間中においては、当該学童保育所の利用について停止するものとする。

(放課後児童支援員等の配置等)

第6条 教育長は、学童保育所に次の各号に掲げる職員につき、それぞれ当該各号に定める人数を配置する。

- (1) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）第10条第3項に規定する放課後児童支援員（以下「支援員」という。）の数は、一の支援につき2人以上。
- (2) 補助員（同条第2項に規定する補助員をいう。以下同じ。）の数は、利用者の数に応じ教育長が必要と認める人数。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、支援員に代えて補助員を配置することで、一の支援（基準第10条第4項に規定する一の支援をいう。）に係る支援員の配置数を1人とすることができる。
- 3 支援員及び補助員（以下「支援員等」という。）は、次に掲げる職務を行うものとする。
 - (1) 支援員は、利用者への支援提供のため、次に掲げる職務を行う。
 - ア 利用者の出席確認及び利用状況の把握
 - イ 遊びや諸活動を通じて利用者の自主性、社会性及び創造性を培う援助
 - ウ 基本的な生活習慣の確立に向けた援助
 - エ 利用者の健康管理、安全の確保及び情緒の安定を図るための援助
 - オ 利用者の保護者との連絡及び調整
 - カ 地域の関係機関等との連絡及び調整
 - キ 利用者の状況に関する当該利用者が在籍する小学校との情報交換、連絡及び調整
 - ク 支援員等を対象とした会議又は打ち合わせに同出席することによる支援内容の検討及び情報共有
 - ケ 利用者の様子及び育成支援の記録
 - コ 行事や活動の企画及び記録
 - サ 利用する設備及び備品の管理、清掃、衛生管理、安全点検、片付け等
 - シ 補助員への指導及び助言
 - (2) 補助員は、支援員の職務について補助を行う。
- 4 教育長は、支援員等の資質の向上を図るため、年1回以上研修の機会を設けるものとする。

（開所時間及び休所日）

第7条 学童保育所の開所時間及び休所日は、次のとおりとする。

- (1) 学童保育所の開所時間は、次のとおりとする。
 - ア 平日 利用者が在籍する小学校の下校時刻から午後 6 時まで
 - イ 土曜日 午前 8 時から午後 6 時まで
 - ウ 長期休業期間 午前 8 時から午後 6 時まで
 - (2) 学童保育所の休所日は、次のとおりとする。
 - ア 日曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 条）に規定する休日
 - ウ 12 月 29 日から 1 月 3 日まで
 - エ その他教育長が特に必要と認めるときは、アからウまでの規定にかかわらず、休所日を変更することができる。
- 2 前項第 1 号の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間において開所時間を延長することができる。
- (1) 早朝延長保育 午前 7 時 45 分から午前 8 時まで
 - (2) 夕方延長保育 午後 6 時から午後 6 時 30 分まで

（入所の申請）

第 8 条 学童保育所に児童を入所させようとする保護者は、次に掲げる書類を教育長に提出しなければならない。

- (1) 学童保育所入所申請書
 - (2) 児童家庭状況調査票
 - (3) 就業を理由として児童を入所させようとする保護者は、当該保護者等に係る就業証明書。ただし、保護者等が自営業者である場合は、自ら事業を営んでいることがわかる書類
 - (4) 必要に応じて、特別な理由書
- 2 教育長は、前項の書類を受理したときは、入所の適否を審査し、入所を適当と認めるときは、その旨を保護者に通知するものとする。

（利用料金等）

第 9 条 利用者の保護者は、与謝野町教育委員会に別表第 2 に定める利用料金を支払うものとする。

（緊急時等における対応方法）

第10条 支援員等は、事業の実施中に利用者の体調に急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに利用者の保護者（当該保護者から申出がある場合は、当該申出による医療機関等）及び教育長へ連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。

2 教育長は、事故が発生した場合は、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じなければならない。

3 前項の事故により賠償すべき損害が発生したときは、速やかに当該損害を賠償するものとする。

（非常災害の対策）

第11条 教育長は、学童保育所に消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備等を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これを踏まえた不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、定期的に行わなければならない。

3 支援員等は、定期的消火器具、非常口等の設備等の安全点検を行わなければならない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第12条 教育長は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置

（2）虐待の防止を啓発し、及び普及するための支援員等に対する

研修の実施

（苦情解決の対応）

第13条 教育長は、支援に対する利用者及びその保護者等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための措置を講ずるものとする。

（個人情報保護）

第14条 支援員等は、その職務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

- 2 支援員等は、正当な理由がなく、その職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

(記録の整備)

第15条 教育長は、支援員等、設備及び備品並びに会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存するものとする。

- 2 教育長は、利用者に対する支援の提供に関する諸記録を整備し、当該支援を提供した日から5年間保存するものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、与謝野町との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第9条関係）

名称	開設場所	定員	対象児童
加悦学童保育所	加悦798番地 (旧かやこども園内)	70人 (夏季休業期間 中は、90人程度)	主に加悦小学校区 在住の児童
岩滝学童保育所	岩滝856番地1 (岩滝学童保育所内)	60人	主に岩滝小学校区 在住の児童
三河内学童保育所	三河内1919番地2	15人	主に三河内小学校区 在住の児童
市場学童保育所	幾地910番地1 (市場学童保育所内)	30人	主に市場小学校区 在住の児童
市場第二学童保育所	四辻759番地3	20人	主に市場小学校区 在住の児童
山田学童保育所	下山田376番地8 (山田学童保育所内)	30人	主に山田小学校区 在住の児童
石川学童保育所	石川685番地1	20人	主に石川小学校区 在住の児童

別表第2（第7条関係）

利用区分	利用料金
4月から翌年3月まで（8月を除く。）	月額 3,000円
8月	月額 6,000円
早朝延長保育	無料
夕方延長保育	月額 500円
おやつ代	1回につき 60円
教材費、食材費その他特別活動費	実費相当額

与謝野町教育委員会告示第10号

与謝野町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

与謝野町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱の一部を改正する告示

与謝野町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱（平成18年与謝野町教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第38号。以下「規則」という。」を「第38号」に改める。

第2条の見出しを「（補助金額等）」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。

与謝野町伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）に所在する伝統的建造物及び環境物件（街道のまがり、社叢、樹木等であって、与謝野町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定したものをいう。以下同じ。）の所有者が実施するこれらの外観（これと密接な関係を有する内部を含む。以下同じ。）の修理又は復元（以下「伝統的建造物等補助事業」という。）に対する補助の区分、補助対象、補助金額及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定により難しい伝統的建造物等補助事業に係る補助金額及び補助限度額は、教育委員会が別に定めることができる。

第2条第3項中「新築、増築、改築等において、その種類、補助対象、補助率及び限度額は、別表第2」を「ものの新築、増築、改築又は修理（以下「そ

の他補助事業」という。)に対する補助の区分、補助対象、補助金額及び補助限度額は、別表」に改め、同条に次の1項を加える。

5 伝統的建造物等補助事業及びその他補助事業(以下これらを「補助事業」という。)は、あらかじめ京都府教育委員会教育長から補助金の交付決定を受けているものに限る。

第3条を次のように改める。

(経費の範囲)

第3条 補助事業に要する費用(以下「経費」という。)の範囲は、工事費、設計費、監理費その他教育委員会が特に必要と認めるもののうち、別表に定めるものとする。

第4条中「補助金の交付を受けようとする前年の6月末日」を「教育委員会が別に定める日」に改める。

第5条の見出しを「(補助金の申請)」に改め、同条中「補助金の申請をしようとする者は、」を「申請者は、規則第11条の補助金交付申請書に」に、「工事着工2週間前」を「補助事業の着手」に、「へ提出」を「に提出」に改める。

第6条中「前条の」を「前条に規定する」に、「規則第7条の規定に基づき」を「規則第12条第1項の規定により」に改める。

第7条中「受けた者」の次に「(以下「補助事業者」という。)」を加え、「申請者」を「第5条の申請書」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第8条中「第13条の規定に基づき」を「第14条の規定により」に改め、「添えて」を削り、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 事業成果書

(2) 収支精算書

第9条から第11条までを削る。

第12条中「、補助事業に係る経費の収支その他」を「及び収支その他補助」に、「完了の」を「が完了した年度の」に改め、同条を第9条とし、第13条を第10条とする。

別表を削り、附則の次に別表として次の表を加える。

別表(第2条関係)

区分			補助対象	補助金額	補助限度額
伝統的建造物	伝統的建造物	建築物(主屋、土蔵、離れ、物	外観の修理に要する費用(構造耐力	経費の10分の8以内の額に相	800万円

等補助 事業		置、社寺建造物 等をいう。以下 同じ。)	上又は防災対策上 必要と認められる 部分の補強及び修 理に有する費用を 含む。ただし、電 気設備、内部装飾 等に係るものを除 く。)	当する額（1, 000円未満の 端数があるとき は、これを切り 捨てた額)	
	環境物件	工作物（漆喰 ^{くい} 塀 、土塀、石垣、 小祠 ^し 、鳥居 ^{こま} 、狛 犬、灯籠、水路 、橋等をいう。 以下同じ。)			
その他 補助事 業	伝統的建造 物以外のもの	建築物 工作物	新築、増築、改築 又は修理のうち外 観に要する費用（ 電気設備、内部装 飾等に係るものを 除く。）	経費の10分の 6以内の額に相 当する額（1, 000円未満の 端数があるとき は、これを切り 捨てた額)	400万 円

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以前に第2条第5項の京都府教育委員会教育長から補助金の交付決定を受けた補助事業であって、施行日以後に実施するものにあつては、なお従前の例による。

与謝野町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱

平成 18 年 3 月 1 日
教育委員会告示第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例(平成 18 年与謝野町条例第 114 号)及び与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則(平成 18 年与謝野町教育委員会規則第 47 号。以下「規則」という。)並びに与謝野町補助金等の交付に関する規則(平成 18 年与謝野町規則第 38 号)に定めるもののほか、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金額等)

第 2 条 与謝野町伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)に所在する伝統的建造物及び環境物件(街道のまがり、社叢、樹木等であって、与謝野町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定したものをいう。以下同じ。)の所有者が実施するこれらの外観(これと密接な関係を有する内部を含む。以下同じ。)の修理又は復元(以下「伝統的建造物等補助事業」という。)に対する補助の区分、補助対象、補助金額及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定により難しい伝統的建造物等補助事業に係る補助金額及び補助限度額は、教育委員会が別に定めることができる。

3 保存地区における伝統的建造物以外の建築物等で、外観を伝統的建造物に準じた、又はこれに類する周囲の伝統的建造物と調和のとれたものの新築、増築、改築又は修理(以下「その他補助事業」という。)に対する補助の区分、補助対象、補助金額及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

4 前項の規定にかかわらず、当該物件を写真、図面等の確実な資料に基づき伝統的建造物及び環境物件に準じて復元する場合は、同項の規定にかかわらず、第 1 項の規定を準用することができる。

5 伝統的建造物等補助事業及びその他補助事業(以下これらを「補助事業」という。)は、あらかじめ京都府教育委員会教育長から補助金の交付決定を受けているものに限る。

(経費の範囲)

第 3 条 補助事業に要する費用(以下「経費」という。)の範囲は、工事費、設計費、監理費その他教育委員会が特に必要と認めるもののうち、別表に定めるものとする。

(事業計画書の提出)

第 4 条 補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、教育委員会が別に定める日までに次に掲げる書類を添付して教育委員会へ提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 設計図(仕様書を含む。)
- (3) その他教育委員会が必要と認めるもの

(補助金の申請)

第5条 申請者は、規則第11条の補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して補助事業の着手までに教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 配置図及び立面図
- (3) 現状変更設計仕様書
- (4) 現況カラー写真
- (5) その他教育委員会が必要と認めるもの

(補助金の交付決定の通知)

第6条 教育委員会は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、規則第12条第1項の規定により申請者に交付又は不交付を通知する。

(申請事項等の変更)

第7条 交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、第5条の申請書の記載事項又はその添付書類の内容を変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けなくてはならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第14条の規定により、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業成果書
- (2) 収支精算書
- (3) 完成カラー写真
- (4) その他教育委員会が必要と認めるもの

(書類の保管)

第9条 補助事業者は、補助事業の状況及び収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類を備え付け、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保管するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年9月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以前に第2条第5項の京都府教育委員会教育長から補助金の交付決定を受けた補助事業であって、施行日以後に実施するものにあつては、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

区分			補助対象	補助金額	補助限度額
伝統的建造物等補助事業	伝統的建造物	建築物（主屋、土蔵、離れ、物置、社寺建造物等をいう。以下同じ。）	外観の修理に要する費用（構造耐力上又は防災対策上必要と認められる部分の補強及び修理に有する費用を含む。ただし、電気設備、内部装飾等に係るものを除く。）	経費の10分の8以内の額に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	800万円
		工作物（漆喰塀、土塀、石垣、小祠、鳥居、狛犬、灯笼籠、水路、橋等をいう。以下同じ。）			
	環境物件				
その他補助事業	伝統的建造物以外のもの	建築物 工作物	新築、増築、改築又は修理のうち外観に要する費用（電気設備、内部装飾等に係るものを除く。）	経費の10分の6以内の額に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	400万円

与謝野町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱(平成18年与謝野町教育委員会告示第7号)新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例(平成18年与謝野町条例第114号)及び与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則(平成18年与謝野町教育委員会規則第47号。以下「規則」という。)並びに与謝野町補助金等の交付に関する規則(平成18年与謝野町規則第38号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助率等)</p> <p>第2条 <u>与謝野町伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)の所在する伝統的建造物及び環境物件の所有者に対する補助の種類、補助対象、補助率及び限度額は、別表第1に定めるとおりとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定によりがたい伝統的建造物及び環境物件の修理又は復元に係る当該補助率及び限度額は、与謝野町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定めることができる。</u></p> <p>3 保存地区における伝統的建造物以外の建築物等で、外観を伝統的建造物に準じた、又はこれに類する周囲の伝統的建造物</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例(平成18年与謝野町条例第114号)及び与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則(平成18年与謝野町教育委員会規則第47号。以下「規則」という。)並びに与謝野町補助金等の交付に関する規則(平成18年与謝野町規則第38号_____)に定めるもののほか、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助金額等)</p> <p>第2条 <u>与謝野町伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)に所在する伝統的建造物及び環境物件(街道のまがり、社叢、樹木等であって、与謝野町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定したものをいう。以下同じ。)の所有者が実施するこれらの外観(これと密接な関係を有する内部を含む。以下同じ。)の修理又は復元(以下「伝統的建造物等補助事業」という。)に対する補助の区分、補助対象、補助金額及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により難しい伝統的建造物等補助事業に係る補助金額及び補助限度額は、教育委員会が別に定めることができる。</u></p> <p>3 保存地区における伝統的建造物以外の建築物等で、外観を伝統的建造物に準じた、又はこれに類する周囲の伝統的建造物</p>

と調和のとれた新築、増築、改築等において、その種類、補助対象、補助率及び限度額は、別表第2

に定めるとおりとする。

4 (略)

(経費の内訳)

第3条 前条に規定する経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 工事費

(2) 設計費

(3) 監理費

(4) その他教育委員会が特に必要と認める経費

(事業計画書の提出)

第4条 補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金の交付を受けようとする前年の6月末日までに次に掲げる書類を添付して教育委員会へ提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(補助金の申請及び着工)

第5条 補助金の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添付して工事着工2週間前までに教育委員会へ提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

と調和のとれたものの新築、増築、改築又は修理(以下「その他補助事業」という。)に対する補助の区分、補助対象、補助金額及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

4 (略)

5 伝統的建造物等補助事業及びその他補助事業(以下これらを「補助事業」という。)は、あらかじめ京都府教育委員会教育長から補助金の交付決定を受けているものに限る。

(経費の範囲)

第3条 補助事業に要する費用(以下「経費」という。)の範囲は、工事費、設計費、監理費その他教育委員会が特に必要と認めるもののうち、別表に定めるものとする。

(事業計画書の提出)

第4条 補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、教育委員会が別に定める日までに次に掲げる書類を添付して教育委員会へ提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(補助金の申請)

第5条 申請者は、規則第11条の補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して補助事業の着手までに教育委員会に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

(補助金の交付決定の通知)

第6条 教育委員会は、前条の _____ 補助金の交付申請があったときは、規則第7条の規定に基づき _____ 申請者に交付又は不交付を通知する。

(申請事項等の変更)

第7条 交付決定を受けた者 _____ は、申請者 _____ の記載事項若しくはその添付書類の内容を変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けなくてはならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第13条の規定に基づき、次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支予算書
- (3)・(4) (略)

(補助金額の確定)

第9条 教育委員会は、前条の報告を受けたときは、報告書の審査及び必要に応じて調査を行い、当該報告に係る実施事業が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第10条 補助金は、補助金額の確定後に支払うものとする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、補助金の交付決定

(補助金の交付決定の通知)

第6条 教育委員会は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、規則第12条第1項の規定により申請者に交付又は不交付を通知する。

(申請事項等の変更)

第7条 交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、第5条の申請書の記載事項又は _____ その添付書類の内容を変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けなくてはならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第14条の規定により、次に掲げる書類を _____ 教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業成果書
- (2) 収支精算書
- (3)・(4) (略)

後に概算払により補助金を支払うことができる。

(補助金の返還)

第11条 教育委員会は、申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第12条 補助事業者は、補助事業の状況、補助事業に係る経費の収支その他事業に関する事項を明らかにする書類を備え付け、補助事業完了の翌年度から5年間保管するものとする。

(その他)

第13条 (略)

別表第1(第2条関係)

種類	補助対象	補助率	限度額(単位：万円)
主屋	当該物件の外観(これと密接な関係を有する内部を含む。)の修理に要する経費(電気設備や内部装飾などは除く。)	経費の10分の8以内の額	800
土蔵	〃	経費の10分の8以内の額	300
廊下、離れ等	〃	経費の10分	200

(書類の保管)

第9条 補助事業者は、補助事業の状況及び収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類を備え付け、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保管するものとする。

(その他)

第10条 (略)

別表(第2条関係)

区分			補助対象	補助金額	補助限度額
伝統的建造物等補助事業	伝統的建造物	建築物(主屋、土蔵、離れ、物置、社寺建造物等をいう。以下同じ。) 工作物(漆喰塀、土塀、石垣、小祠、鳥	外観の修理に要する費用(構造耐力上又は防災対策上必要と認められる部分の補強及び修理に有する	経費の10分の8以内の額に相当する額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	800万円

の附属建物		の8以内の額	
社寺建造物	//	経費の10分の8以内の額	400
工作物	//	経費の10分の8以内の額	100
環境物件	//	経費の10分の8以内の額	100

注 工作物とは、漆喰塀・土塀・石垣・小祠・鳥居・狛犬・灯籠・水路・橋などをいう。
環境物件とは、街道のまがり・社叢・樹木などをいう。

別表第2(第2条関係)

種類	補助対象	補助率	限度額(単位：万円)
主屋	当該物件の外観(これと密接な関係を有する内部を含む。)の修理に要する経費(電気設備や内部装飾などは除く。)	経費の10分の6以内の額	400
土蔵	//	経費の10分の6以内の	200

		居、狛犬、灯籠、水路、橋等をいう。以下同じ。)	費用を含む。ただし、電気設備、内部装飾等に係るものを除く。)		
	環境物件				
その他補助事業	伝統的建造物以外のもの	建築物 工作物	新築、増築、改築又は修理のうち外観に要する費用(電気設備、内部装飾等に係るものを除く。)	経費の10分の6以内の額に相当する額(1,000円未満の端数があると	400万円

		額	
廊下、離れ等 の附属建物	//	経費の10分 の6以内の 額	100
工作物	//	経費の10分 の6以内の 額	50

注 工作物とは、漆喰塀・土塀・石垣・小祠・鳥居・狛犬・
灯籠・水路・橋などをいう。

与謝野町教育委員会告示第11号

与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存活用団体活動補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存活用団体活動補助金交付要綱の一部を改正する告示

与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存活用団体活動補助金交付要綱（令和2年与謝野町教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「過半数」を「3分の1以上」に改める。

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 保存地区の後継者及び空き家対策に関する事業

第3条第4号を次のように改める。

(4) 保存地区での滞在交流促進に関する事業

第4条第1項中「は、補助対象事業を実施するために必要な経費から収入を除いた額のうち、教育長が認める額とする」を「、補助率及び補助金額は、別表に定めるところによる」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による補助金は、一の年度につき1回限りとし、30万円を限度とする。

附則の次に別表として次の表を加える。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助金額
保存地区の美化及び環境保全に関する事業	町並みの美化及び環境保全のための取組並びに町並みの保存のために必要な知識の向上等を目的とした研修会又は学習会の開催に要する経費	3分の2	それぞれの補助対象事業の区分に応じ、当該区分の補助対象経費の額に補助率を乗じた額を合算した額 (1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
保存地区の防災及び減災に関する事業	保存地区における防災設備の整備並びに防災学習会等の開催による防災の知識及び技能の向上を目的とした取組に要する経費		
保存地区の後継者及び空き家対策に関する事業	保存地区の後継者及び空き家対策に関する取組並びにこれらに必要な知識の向上を目的とした研修会又は学習会の開催に要する経費		
保存地区での滞在交流促進に関する事業	イベントの開催その他滞在交流促進に関する取組に要する経費	2分の1	

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存活用団体活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存活用団体活動補助金（以下「補助金」という。）の交付について、与謝野町補助金等の交付に関する規則（平成18年与謝野町規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、与謝野町加悦の伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）内で行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存計画に基づき組織された団体であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) おおむね100人以上の構成員を有し、その3分の1以上が保存地区内の住民である団体
- (2) 主に保存地区内で保存地区全体に関する公益的な活動を自主的に行っている団体
- (3) 運営及び会計に関する規程が整備されている団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 営利を目的とする団体
- (2) 宗教活動又は政治活動を行う団体
- (3) 町から運営費の補助を受けている団体
- (4) 暴力団又は暴力団の構成員の統制下にある団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が不相当と認める団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存計画に基づき実施される次に掲げる事業とする。

- (1) 保存地区の美化及び環境保全に関する事業
- (2) 保存地区の防災及び減災に関する事業
- (3) 保存地区の後継者及び空き家対策に関する事業
- (4) 保存地区での滞在交流促進に関する事業
- (5) その他教育長が特に認める事業

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表に定めるところによる。ただし、次に掲げる経費については、補助対象としない。

- (1) 人件費
- (2) 食糧費
- (3) 備品（3万円以上のものであって他の事業に流用可能なものをいう。）の購入費
- (4) 金券
- (5) 事業に直接関係のない経費
- (6) その他教育長が適当でないと認める経費

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、補助対象事業に対し、国、府その他町以外の機関から補助があるときは、当該補助される額に応じ、前項の補助金の額を減額することができる。

3 第1項の規定による補助金は、一の年度につき1回限りとし、30万円を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「交付申請者」という。）は、別に定める交付申請書に事業計画書、収支予算書その他教育長が定める書類を添えて教育長に提出しなければならない。

(事前着手)

第6条 交付申請者は、補助金の交付決定前に補助対象事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付決定前に補助対象事業を実施しようとする場合において、事前着手届を教育長に提出し、受理されたときは、この限りでない。

(交付決定)

第7条 教育長は、第5条の規定による交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、補助金を交付することが適当と認める場合は、交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

(変更承認交付申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた交付申請者（以下「交付決定者」という。）は、前条の規定により交付決定通知を受けた事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ別に定める変更承認申請書を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、事業完了後、実績報告書に収支決算書その他教育長が必要と認める書類を添えて教育長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 教育長は、前条の実績報告書の提出があったときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第11条 補助金は、前条の規定による補助金額の確定後に支払うものとする。ただし、教育長が必要と認めた場合は、補助金の交付決定後に概算払により支払うことができる。

(交付決定の取消し)

第12条 教育長は、交付決定者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付決定の内容若しくは条件その他法令等に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 教育長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助金額
保存地区の美化及び環境保全に関する事業	町並みの美化及び環境保全のための取組並びに町並みの保存のために必要な知識の向上等を目的とした研修会又は学習会の開催に要する経費	3分の2	それぞれの補助対象事業の区分に応じ、当該区分の補助対象経費の額に補助率を乗じた額を合算した額 (1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
保存地区の防災及び減災に関する事業	保存地区における防災設備の整備並びに防災学習会等の開催による防災の知識及び技能の向上を目的とした取組に要する経費		
保存地区の後継者及び空き家対策に関する事業	保存地区の後継者及び空き家対策に関する取組並びにこれらに必要な知識の向上を目的とした研修会又は学習会の開催に要する経費		
保存地区での滞在交流促進に関する事業	イベントの開催その他滞在交流促進に関する取組に要する経費	2分の1	

与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存活用団体活動補助金交付要綱(令和2年与謝野町教育委員会告示第5号)新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(補助対象者)</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存計画に基づき組織された団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) おおむね100人以上の構成員を有し、その<u>過半数</u>が保存地区内の住民である団体</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存計画に基づき実施される次に掲げる事業とする。</p> <p>(1) <u>保存地区の活性化に関する事業</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>伝統的建造物群保存地区の先進事例の研究に関する事業</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>(補助対象者)</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存計画に基づき組織された団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) おおむね100人以上の構成員を有し、その<u>3分の1以上</u>が保存地区内の住民である団体</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存計画に基づき実施される次に掲げる事業とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>保存地区の後継者及び空き家対策に関する事業</u></p> <p>—</p> <p>(4) <u>保存地区での滞在交流促進に関する事業</u></p> <p>(5) (略)</p>

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業を実施するために必要な経費から収入を除いた額のうち、教育長が認める額とする。ただし、次に掲げる経費については、補助対象としない。

(1)～(6) (略)

2 補助金の額は、補助対象経費の額を限度として、教育長が定める額とする。

3 (略)

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助率及び補助金額は、別表に定めるところによる。ただし、次に掲げる経費については、補助対象としない。

(1)～(6) (略)

2 (略)

3 第1項の規定による補助金は、一の年度につき1回限りとし、30万円を限度とする。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助金額
保存地区の 美化及び環 境保全に関 する事業	町並みの美化及び環境保 全のための取組並びに町 並みの保存のために必要 な知識の向上等を目的と した研修会又は学習会の 開催に要する経費	3分の2	それぞれの補助 対象事業の区分 に応じ、当該区 分の補助対象経 費の額に補助率 を乗じた額を合 算した額(1,000 円未満の端数が あるときは、こ
保存地区の 防災及び減 災に関する	保存地区における防災設 備の整備並びに防災学習 会等の開催による防災の		

事業	知識及び技能の向上を目的とした取組に要する経費		れを切り捨てた額)
保存地区の後継者及び空き家対策に関する事業	保存地区の後継者及び空き家対策に関する取組並びにこれらに必要な知識の向上を目的とした研修会又は学習会の開催に要する経費		
保存地区での滞在交流促進に関する事業	イベントの開催その他滞在交流促進に関する取組に要する経費	2分の1	

与謝野町教育委員会告示第9号

与謝野町文化・スポーツ活動激励金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月26日

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

与謝野町文化・スポーツ活動激励金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、文化活動及びスポーツ活動の一環として、本町を代表して全国大会等に出場する個人又は団体に対し、予算の範囲内において激励金を交付し、もって本町の文化及びスポーツの振興を図り、うるおいとゆとりのあるまちづくりを推進することを目的とする。

(対象大会及び交付対象者)

第2条 激励金の交付の対象となる全国大会等（以下「対象大会」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 文部科学省、文化庁又はスポーツ庁が主催し、又は後援する全国大会
- (2) 公益財団法人日本オリンピック委員会の加盟団体又は準加盟団体が主催する全国大会
- (3) 公益財団法人日本スポーツ協会の加盟競技団体が主催する全国大会
- (4) 国際競技大会
- (5) その他教育長が認める大会

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する大会は、対象大会としない。

- (1) 交流、親睦又は営利を主な目的としているもの
- (2) 大会の開催地に行くことなく出場できるもの
- (3) 予選を経ずに出場できるもの

3 激励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 対象大会に出場する団体（当該対象大会に出場登録されている者のうち本町に住所を有する者が2名以上である団体をいう。以下「対象団体」という。）

(2) 対象大会に出場登録されている者で本町に住所を有する個人（団体に属する者であって、対象大会に出場する当該団体に出場登録されている本町に住所を有する者が1人であるものを含む。）

（激励金の額等）

第3条 激励金の額は、一の交付対象者につき5,000円とする。

2 一の交付対象者に対する激励金の交付は、一の年度につき1回を限度とする。

（交付申請）

第4条 激励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、与謝野町文化・スポーツ活動激励金交付申請書（別記様式。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、対象大会出場前に教育長に提出しなければならない。ただし、対象大会出場前に交付の申請をすることが困難であると教育長が認める場合は、対象大会の終了の日から起算して30日以内に限り、申請をすることができる。

2 教育長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、速やかに申請者に激励金を交付するものとする。

（結果報告）

第5条 激励金の交付を受けた交付対象者（以下「交付決定者」という。）は、激励金の交付に係る対象大会の終了後速やかに、出場結果の報告を教育長にするものとする。

（激励金の返還）

第6条 教育長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した激励金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 対象大会の出場を取り止めたとき又は取り消されたとき。

(2) 偽りその他不正な手段により交付を受けたとき。

(3) この告示の規定に違反したとき。

(4) その他教育長が、激励金を交付することが不適切であると認めるとき。

（委任）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

与謝野町教育委員会告示第7号

与謝野町スポーツ推進委員会議運営要綱を次のように定める。

令和6年3月18日

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

与謝野町スポーツ推進委員会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、与謝野町スポーツ推進委員に関する規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第41号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、与謝野町スポーツ推進委員（以下「委員」という。）の会議運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 委員の職務に関する協議を行うため、与謝野町スポーツ推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の役員)

第3条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理事 若干人

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 副会長及び理事は、委員の中から会長が任命する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

5 理事は、会長の命を受けて特定事項を行う。

(役員任期)

第4条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役員が欠けた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会長は、次に掲げる会議（以下「会議」という。）を招集し、これを主宰する。

(1) 定例会

(2) 理事会

2 理事会は、第3条第1項の役員をもって構成する。

(専門部会)

第6条 会長は、会務を円滑に行うため、必要に応じて専門部会を設け、必要な委員を配置することができる。

2 専門部会には部長を置き、部長は委員の互選により決定する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、与謝野町教育委員会社会教育課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。